

様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係）

杉戸町指令第 3 4 号

許 可 証

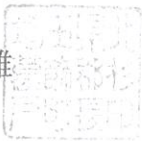
住 所 埼玉県久喜市久喜東三丁目 7 番 1 0 号
氏 名 株式会社セントラル・アメニティ
代表取締役 三 石 力 也

令和 4 年 2 月 2 2 日に申請のあった一般廃棄物処理業については杉戸町廃棄物の
処理及び清掃に関する条例施行規則第 6 条の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	埼玉県幸手市北 2 - 1 8 - 1 株式会社セントラル・アメニティ幸手支店
取 扱 廃 棄 物 の 種 別	事業系一般廃棄物（可燃ごみ）
収集運搬及び処分の別	収集・運搬
営 業 の 区 域	杉戸町内
処 理 料 金	従量制
営 業 許 可 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
条 件	裏面許可条件のとおり

令和 4 年 3 月 2 4 日

杉戸町長 古 谷 松 雄



許可条件

- 1 業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則並びに杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則等の規定を守り、かつ、環境衛生上支障を生じないように留意し、必要な措置を講じること。
- 2 業務に使用する車両は、事前に届け出を行い、車体に規定の表示をすること。
- 3 「一般廃棄物処理業務報告書」の提出は、翌月の10日までとする。
- 4 一般廃棄物処理業許可申請事項のうち変更のあった場合は、速やかに届け出ること。
- 5 許可条件等に違反したときは、許可を取り消すこともある。
- 6 許可証の有効期間満了又は営業の許可を取り消されたときには、その日から7日以内に許可証を返納しなければならない。
- 7 取り扱い種目は、「杉戸町内」より発生する一般廃棄物（可燃ごみ）とし、産業廃棄物は除くこと。

ただし、受け入れ対象品目は下記のとおりとする。

商店、飲食店、会社などの事業所から出るもので塵芥類、紙くず、茶殻等の雑ごみ

- 8 許可の内容は、「杉戸町内」の収集と杉戸町環境センターまでの運搬とする。
- 9 町指定ごみ収集袋（事業用可燃ごみ用）を使用すること。

町指定ごみ収集袋（事業用可燃ごみ用）			
種 類	小 袋	中 袋	大 袋
容 量	30 L	45 L	70 L
価 格	50 円	70 円	110 円

- 10 搬入体制

月曜日から金曜日

搬入時間 午前9時から12時

午後1時から4時

土曜日の搬入については、別途協議する。

- 11 以上により定めなきことは、別に協議する。